

緊急対策本部について

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項 (平成16年1月16日閣議決定)

【第4の3 緊急対策本部の設置等】

食品安全担当大臣は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合に、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を設置すること。

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱 (平成16年4月15日関係府省申合せ)

【緊急対策本部の設置について】

設置の決定について

食品安全担当大臣が関係各大臣等と緊急協議を行い、緊急対策本部の設置を決定すること。

緊急対策本部の組織(構成員)について

食品安全担当大臣を本部長とし、本部員は、厚生労働大臣、農林水産大臣、委員会委員長、その他本部長が必要と認める関係各大臣等とすること。

事務局について

事務局は、委員会がリスク管理機関の協力を得て担当し、委員会事務局長を事務局長とすること。

食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル

食中毒による緊急事態における食品安全委員会とリスク管理機関との連携体制の一つとして、「基本要綱」で定めた緊急対策本部の設置についての具体的な手順等を定めていく必要がある。

具体的に今後定める事項としては、別紙「食中毒における緊急対策本部の設置について検討すべき事項」が考えられる。